

新（平成28年2月24日農林水産省告示第489号）		旧	
（純製ラードの規格） 第3条 純製ラードの規格は、次のとおりとする。		（純製ラードの規格） 第3条 純製ラードの規格は、次のとおりとする。	
区	分	基	準
品質	（略）		
	原材料	（略）	
	添加物	（略）	
	（略）		
表示 （業務用の製品に限る。）	表示事項	<u>食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定（名称、保存の方法、賞味期限、原材料名、添加物、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所並びに原産国名については、食品表示基準第10条第1項前段（義務表示の対象から除かれる販売形態に係る部分に限る。）及び第4項並びに第11条第1項を除く。）に従うほか、内容量を表示してあること。</u> [削る。] [削る。] [削る。] [削る。] [削る。] [削る。]	
	表示の方法	<u>食品表示基準の規定に従うほか、名称、原材料名及び内容量の表示は、次に規定する方法により行われていること。</u> (1) （略） (2) 原材料名 <u>「豚脂」と記載すること。</u> [削る。] [削る。] (3) （略） [削る。]	
品質	（略）		
	原材料	食品添加物	（略）
		以外の原材料	（略）
	食品添加物	（略）	
（略）			
表示 （業務用の製品に限る。）	表示事項	<u>1 次の事項を表示してあること。</u> (1) 名称 (2) 原材料名 (3) 内容量 (4) 賞味期限 (5) 保存方法 (6) 製造業者、輸入業者又は販売業者（以下「製造業者等」という。） <u>の氏名又は名称及び住所</u> <u>2 輸入品にあつては、1に掲げるもののほか、原産国名とする。</u>	
	表示の方法	<u>1 表示事項の項の1の(1)から(6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</u> (1) （略） (2) 原材料名 <u>使用した原材料を、次のア及びイに規定するところにより、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。</u> <u>ア 豚脂は「豚脂」と記載すること。</u> <u>イ 食品添加物は、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第3条第1項及び第3項の表の添加物の項の下欄の規定に従い記載すること。</u> (3) （略） (4) 賞味期限 <u>賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待され</u>	

	<p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p>	<p><u>る全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。以下同じ。）を、次に定めるところにより記載すること。</u></p> <p><u>ア 製造から賞味期限までの期間が3月以内のものにあっては、次の例のいずれかにより記載すること。</u></p> <p>(7) <u>平成20年10月1日</u></p> <p>(イ) <u>20.10.1</u></p> <p>(ロ) <u>2008.10.1</u></p> <p>(ハ) <u>08.10.1</u></p> <p>(ニ) <u>201001</u></p> <p>(ホ) <u>081001</u></p> <p><u>イ 製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにおいて、次に定めるところにより記載すること。</u></p> <p>(7) <u>次の例のいずれかにより記載すること。</u></p> <p>a <u>平成20年10月</u></p> <p>b <u>20.10</u></p> <p>c <u>2008.10</u></p> <p>d <u>08.10</u></p> <p>e <u>2010</u></p> <p>f <u>0810</u></p> <p>(イ) <u>(7)の規定にかかわらず、アに定めるところにより記載することができる。</u></p> <p>(5) <u>保存方法</u></p> <p><u>製品の特性に従って、「〇〇℃以下で保存すること」、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「常温で保存すること」等と記載すること。ただし、常温で保存するものにおいて、常温で保存する旨を省略することができる。</u></p> <p>(6) <u>製造業者等の氏名又は名称及び住所</u></p> <p><u>製造業者等のうち表示内容に責任を有するものの氏名又は名称及び住所を記載すること。</u></p> <p><u>2 表示事項の項に規定する事項の表示は、次に定めるところにより、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状にしてあること。</u></p> <p>(1) <u>表示は、別記様式により行うこと。ただし、表示事項を別記様式による表示と同等程度に分かりやすく記載する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。</u></p> <p>(3) <u>表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305(1962)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。</u></p>
--	--	---

表示の方式等	食品表示基準の規定に従うほか、次に定めるところにより、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状に表示してあること。 (1) 別記様式により行うこと。ただし、表示事項が別記様式による表示と同等程度に分かりやすく表示される場合は、この限りでない。 (2) 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。 (3) 表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305（1962）に規定する8ポイントの活字以上の大きさの文字とすること。
表示禁止事項	食品表示基準の規定に従うほか、表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語を表示していないこと。 [削る。] [削る。]

[新設]	[新設]
表示禁止事項	次に掲げる事項は、これを表示していないこと。 (1) 表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語 (2) その他内容を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

(調製ラードの規格)

第4条 調製ラードの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
品 質	(略)
原 材 料	(略)
添 加 物	(略)
表 示	(略)
表 示 の 方 法	前条の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) (略) (2) 原材料名 使用した原材料を、「豚脂」、「牛脂」、「大豆油」、「硬化油」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に記載すること。ただし、豚脂以外の動物油脂にあっては「食用動物油脂」と、大豆油等の食用植物油脂にあっては「食用植物油脂」と、硬化油等の食用精製加工油脂にあっては「食用精製加工油脂」と記載することができる。 [削る。] [削る。]

(調製ラードの規格)

第4条 調製ラードの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
品 質	(略)
原 材 料	食品添加物 以外の原材料 (略)
添 加 物	食品添加物 (略)
表 示	(略)
表 示 の 方 法	前条の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) (略) (2) 原材料名 使用した原材料を、次のア及びイに規定するところにより、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。 ア 使用した食用油脂は、「豚脂」、「牛脂」、「大豆油」、「硬化油」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、豚脂以外の動物油脂にあっては「食用動物油脂」と、大豆油等の食用植物油脂にあっては「食用植物油脂」と、硬化油等の食用精製加工油脂にあっては「食用精製加工油脂」と記載することができる。 イ 食品添加物は、食品表示基準第3条第1項及び第3項の表の添加物の項の下欄の規定に従い記載すること。

表示の方式等	前条の規格の表示の方式等と同じ。
(略)	

別記様式（第3条及び第4条関係）

名 称
原 材 料 名
添 加 物
内 容 量
賞 味 期 限
保 存 方 法
原 産 国 名
製 造 者

備考

- 1 (略)
- 2 添加物については、事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。
- 3・4 (略)
- 5 食品関連事業者が、販売業者、加工業者又は輸入業者である場合にあつては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「販売者」、「加工者」又は「輸入者」とすること。
- 6・7 (略)
- 8 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。
- 9 その他法令により表示すべき事項及び消費者の選択に資する適切な表示事項は、枠内に表示することができる。

[新設]	[新設]
(略)	

別記様式（第3条及び第4条関係）

名 称
原 材 料 名
[新設]
内 容 量
賞 味 期 限
保 存 方 法
原 産 国 名
製 造 者

備考

- 1 (略)
[新設]
- 2・3 (略)
- 4 表示内容に責任を有する者が販売業者又は輸入業者である場合にあつては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「販売者」又は「輸入者」とすること。
- 5・6 (略)
[新設]
- [新設]